



住宅取得の
補助があるんだって！

令和元年度

新婚生活を応援します！

～東近江市住まいる事業補助金（市民結婚新生活支援事業）～

ご結婚された方々への住宅取得をサポート！

概要

次の①～④の要件を全て満たす世帯です。

対象となる世帯

- ①交付申請時に夫婦のいずれかが市内に住民登録を有すること
- ②平成31年1月1日以降に婚姻届が受理され、婚姻日の年齢が
いずれも34歳以下であること
- ③世帯所得が340万円未満であること（年収に換算すると、約530万円程度）
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
※交付申請時に離職している場合は、所得無しとして計算
- ④交付申請時において、市町村税を完納していること

補助対象経費

住宅取得費用（新築住宅、建売住宅、中古住宅）

補助率及び
上限金額

補助対象経費の10分の10（上限20万円）

申請期間

令和元年6月20日から令和2年2月28日まで

お申込み・お問合せ

東近江市 都市整備部 住宅課 午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日曜日、祝日を除く

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10-5

電話：0748-24-5669（直通）

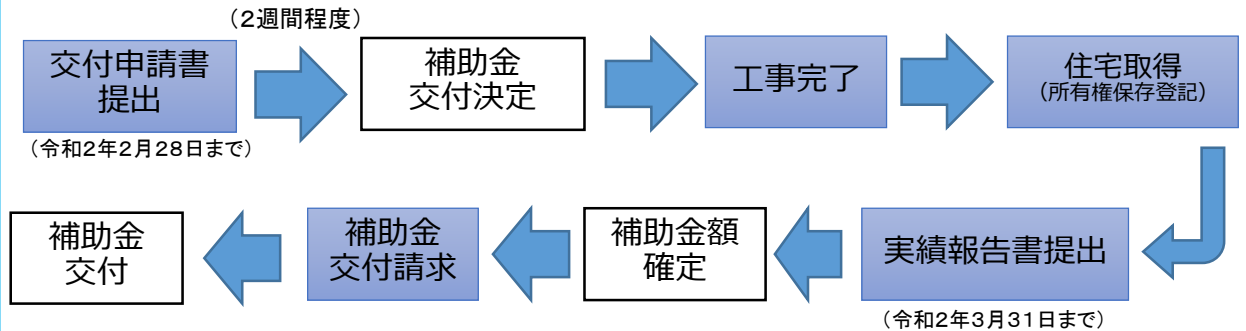
FAX：0748-24-5578 IP：050-5801-5691



制度の目的

少子化対策の取組の一つとして、新規に婚姻された世帯を対象に新生活を支援することにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的としています。

補助金交付の流れ



【注意事項】

- ① 交付申請書は、住宅取得（所有権保存登記完了）までに住宅課に提出してください。住宅取得後の交付申請書は受付できません。また、交付申請書の受付は令和2年2月28日までとなります。
- ② 交付申請書、実績報告書等に添付する必要書類については、住宅課までお問合せください。
- ③ 実績報告書は、事業が完了したときから起算して2箇月以内の日又は令和2年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。
- ④ 補助金は、予算の範囲内で交付いたします。

Q&A

- Q1** 申請者は、補助対象住宅に住む者であれば誰でも可能ですか。
A1 申請者は、補助対象となる住宅の所有権を2分の1以上有する方に限ります。
- Q2** 工事は完了していますが、令和2年3月31日までに補助金申請に必要な書類を提出することができなくなりました。補助金は交付されますか。
A2 期限までに必要書類が提出できない場合は、補助金は交付できません。
- Q3** 世帯所得についてはどのように確認するのですか。
A3 平成31年度の課税（所得）証明書（平成30年1月1日から12月31日の所得内容の証明）にて確認させていただきます。
- A4** 結婚を機に退職し、現在無職であっても、課税（所得）証明書の所得を世帯所得として計算されるのですか。
A4 退職されている場合は、離職票や退職証明書等により、無職であることが確認できれば、所得無しとして計算させていただきます。また、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、その年間返済額を所得から控除して計算いたします。
- Q5** 夫婦の婚姻日の確認資料はどのようなものがありますか。
A5 戸籍抄本（本籍地にて発行）や受理証明書（婚姻届を提出した市区町村にて発行）等で確認することができます。

